大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の 規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和3年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 エディオン大津店 大津市大将軍一丁目28番1号
- 2 意見の概要

大津市からの意見

- (1) 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明し、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。協議、相談等の結果を自治協働課に報告願いたい。
- (2) 青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力をされたい。
- (3) 設置されている機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、必要な場合は、各該当法令の届出書を提出されたい。
- (4) 事業所の騒音については敷地境界での騒音地で評価し、周辺の生活環境に影響を及ぼす状況であれば、できる限り対策を検討されたい。
- (5) 当該店舗届出地の出入口に面する道路は、瀬田北小学校、瀬田北中学校の通学路であることから、児童、生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前説明を願いたい。
- (6) 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

② 縦覧期間 令和3年9月7日から令和3年10月7日まで